

## 高知県教育委員会 会議録

平成24年5月臨時教育委員会

場所：教育委員室

### (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成24年5月31日(火) 13:30

閉会 平成24年5月31日(火) 15:15

### (2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員	北添委員、八田委員	

### (3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	岡崎 順子
〃	参事兼小中学校課長	永野 隆史
〃	教育政策課長	岡村 昭一
〃	教職員・福利課長	彼末 一明
〃	教育政策課教育企画担当f-7	溝渕 松男(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	近森 公夫(会議録作成)

### (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

#### 【冒頭】

委員長 5月臨時教育委員会を開催する。本日の付議事件2号は、人事議案のため、非公開として取り扱うこととする。

賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

代理 それでは、付議2号は非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

#### 【付議第1号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

教育長	<p>教員募集をする時に、どの日程をとっても中学校体育大会と終業式に重なるなかで日程を決定した。当初、終業式の1日と中学校体育大会の1日が重なるという日程で決めていた。ところが、終業式は学校によって日が違うが、多くの学校が終業式に重なるということで、日程を後へずらして中学校体育大会に2日間重なる、この日程にした。</p> <p>終業式に重なるという調べがあったのは事実だが、監査委員への請求は、個人に求償をするだけの重過失は無いということで却下されたものである。しかし、今回の判決では、このような結果になった。</p> <p>控訴することが有力な選択肢ではないかと思われるが、今回の付議案件は控訴することも含めて補助執行することについての協議に同意することに対して議決を求めるもの。</p>
委員 教育長	<p>判決の一部に不服があるとはどういうことか。</p> <p>事実関係に争うところは無いが、重過失かどうかの認定に対して疑義がある。</p> <p>判決では、終業式に重ならないようにするのは当然だとした価値基準を示しているが、体育大会にも重なる中で、影響の少ない方を選んだのである。会の中で、終業式の日程を調べておくべきではないか、という意見があったにもかかわらず、調べていなかったことが求償につながった。一方、会の中では中学校体育大会に重ならないようにして欲しいという意見も出ていた。色々な意見（条件）がある中で、全部の意見を聞き入れるのは不可能。過去の経験則も踏まえて判断をしたというところにミスがあった。それが重過失にあたるかどうか、監査と一審の判断が分かれているので、一度上級審に聞いてみるという考えがある。</p> <p>個人に求償を求めるとするのは、他に与える影響が大きい。極端に例えれば、「10枚コピーして」と命令され、コピーしたら、機械操作のミスにより20枚出してしまった場合、10枚分について求償しなければならなくなる。今回の場合について、個人の重過失になるのかを上級審に仰いでとは考えている。</p>
委員 教育長 事務局	<p>形式上は課長に求償して、実際は課にするのではないか。</p> <p>個人に重過失があるから、「知事は個人に払わせよ」という判決。</p> <p>地方自治法で、職員の賠償責任の規定があり、故意や重過失があった場合に個人に賠償することができるとしている。今回は重過失を犯した当時の課長に求償をせよという、知事に対しての判決が出たもの。</p>
委員長 事務局	<p>教員募集要項は教育長の名前で出ており、決裁・権限は教育長にあり、教育長が賠償せよということにはならないのか。</p> <p>支出負担行為の権限は課長の専決であり、課長に権限があったということ。要項は教育長だが、お金の決裁は課長にあり、課長が賠償せよというもの。</p>
委員長 委員長	<p>知事から教育長に補助執行させるというものである。</p> <p>本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いする。</p>

委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 教職員の人事議案（小中学校課）】

○小中学校課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

（5）議決事項

付議第1号

原案のとおり議決

付議第2号

原案を修正のうえ議決